



報道関係者 各位

令和元年 8 月 2 日
 宮城労働局雇用環境・均等室
 雇用環境・均等室長 星野健一
 労働紛争調整官 早川康弘
 電話 022 (299) 8844

《平成 30 年度宮城県内における個別労働紛争解決制度の施行状況》

～「いじめ・嫌がらせ」の相談が 5 年連続で 1 千件を超える～

宮城労働局（局長 代田 雅彦）は、このたび、「平成 30 年度個別労働紛争解決制度の施行状況」をまとめましたので、公表します。

「個別労働紛争解決制度」は、個々の労働者と事業主との間の労働条件や職場環境などをめぐるトラブルを未然に防止し、早期に解決を図るための制度で、「総合労働相談^{*1}」、労働局長による「助言・指導^{*2}」、紛争調整委員会による「あっせん^{*3}」の 3 つの方法があります。

宮城労働局では、今回の施行状況を受けて、総合労働相談コーナーに寄せられる労働相談への適切な対応に努めるとともに、助言・指導及びあっせんの運用を的確に行うなど、引き続き、個別労働紛争の未然防止と迅速な解決に向けて取り組んでいきます。

【ポイント】

- 1 総合労働相談の件数は 20,218 件で、10 年連続 2 万件を超え、高止まり
 - ・総合労働相談件数 20,218 件（前年度比 0.48%増）
 - うち民事上の個別労働紛争^{*4}相談件数 4,738 件（同 2.49%増）
 - ・助言・指導申出件数 137 件（同 16.5%減）
 - ・あっせん申請件数 68 件（同 12.8%減）
- 2 民事上の個別労働紛争の相談件数、助言・指導の申出件数、あっせんの申請件数の全てで、「いじめ・嫌がらせ」がトップ
 - ・民事上の個別労働紛争相談件数 4,738 件のうち 1,259 件（全体の 26.6%）
 - ・助言・指導申出件数 137 件のうち 33 件（同 24.1%）
 - ・あっせん申請件数 68 件のうち 29 件（同 42.6%）

※1 「総合労働相談」：都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物など 380 か所（平成 30 年 4 月 1 日現在）に、あらゆる労働問題に関する相談にワンストップで対応するための総合労働相談コーナーを設置し、専門の相談員が対応。なお、平成 28 年度から、都道府県労働局の組織見直しにより「雇用環境・均等（部）室」が設置され、これまで「雇用均等室」で対応していた男女雇用機会均等法等に関しても一体的に労働相談として対応することになったため、それらの相談件数も計上されている。

※2 「助言・指導」：民事上の個別労働紛争について、都道府県労働局長が、紛争当事者に対して解決の方向を示すことにより、紛争当事者の自主的な解決を促進する制度。助言は、当事者の話し合いを促進するよう口頭又は文書で行うものであり、指導は、当事者のいずれかに問題がある場合に問題点を指摘し、解決の方向性を文書で示すもの。

※3 「あっせん」：都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員（弁護士や大学教授など労働問題の専門家）が紛争当事者の間に入って話し合いを促進することにより、紛争の解決を図る制度。

※4 「民事上の個別労働紛争」：労働条件その他労働関係に関する事項についての個々の労働者と事業主との間の紛争（労働基準法等の違反に係るものを除く）。

《平成 30 年度個別労働紛争解決制度の施行状況》

「個別労働紛争解決制度」では、「個別労働関係紛争の解決の促進に関する法律」に基づき、平成 13 年 10 月から、各都道府県労働局において、労働者や使用者等を対象とした

- ①総合労働相談コーナーにおける情報提供・相談
- ②労働局長による助言・指導
- ③紛争調整委員会によるあっせん

を行っている。

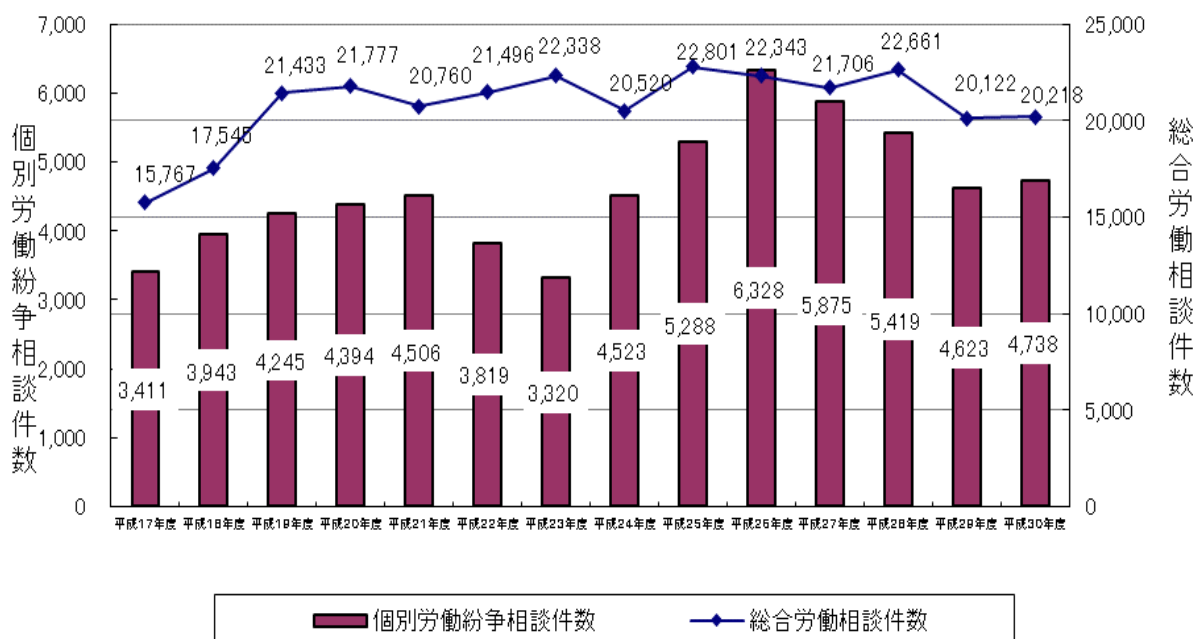
平成 30 年度の宮城労働局における制度施行状況は以下のとおりである。

1 相談受付状況

- (1) 宮城労働局では管内 7 か所に総合労働相談コーナーを設置し、労働問題に関する情報提供や相談等を行っている。

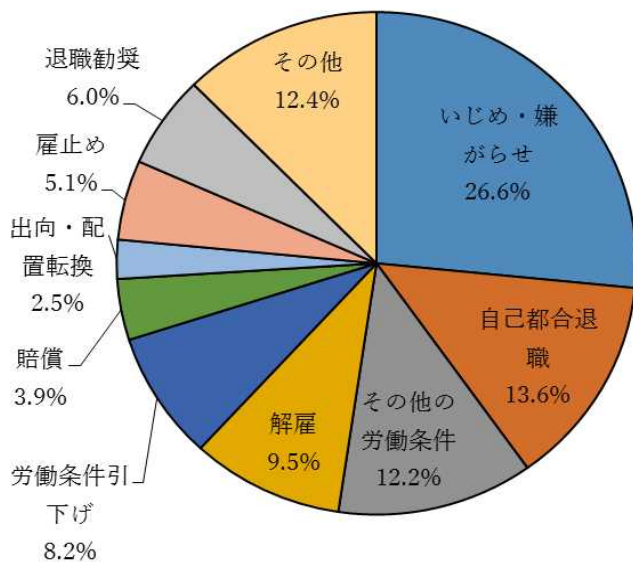
平成 30 年度に寄せられた総合労働相談件数は、平成 30 年 4 月から平成 31 年 3 月までの 1 年間で 20,218 件（前年度比 0.48%増）となり、12 年連続で 2 万件を超える高水準が続いている。また、労働基準法、職業安定法等に基づく行政指導等の対象とはならない事項に係るいわゆる民事上の個別労働紛争に関する相談件数は 4,738 件（前年度比 2.49%増）であった。（第 1 図）

第1図 相談件数の推移



- (2) 平成30年度の民事上の個別労働紛争相談の内訳は、「いじめ、嫌がらせ」に関するものが全体の26.6%と最も多く、次いで「自己都合退職」に関するものが13.6%、「その他の労働条件」に関するものが12.2%、「解雇」に関するものが9.5%、「労働条件引下げ」に関するものが8.2%、「退職勧奨」に関するものが6.0%となっている。(第2図)

第2図 個別労働関係紛争相談内訳(平成30年度)



2 都道府県労働局長による助言・指導及び紛争調整委員会によるあっせん

- (1) 労働相談によっても、紛争の自主的解決に至らなかった事案については、紛争当事者の希望に応じて

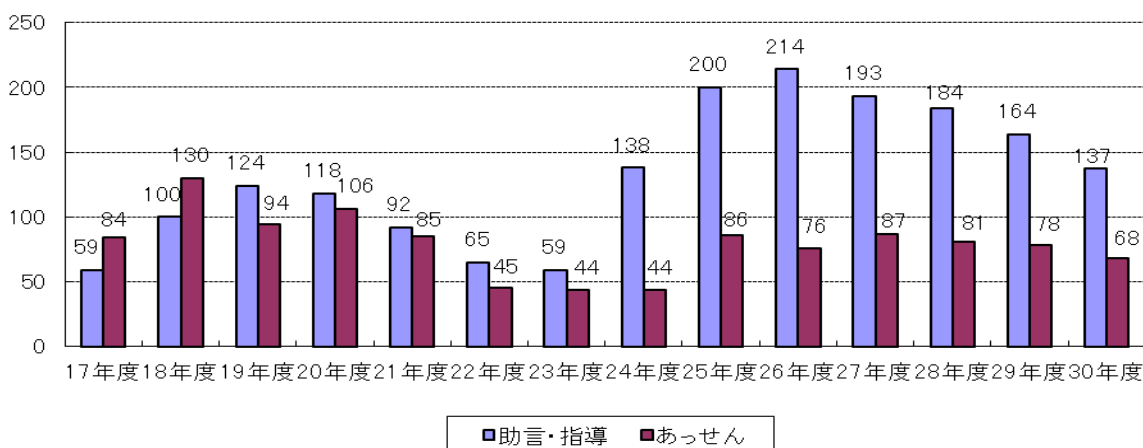
①都道府県労働局長による助言・指導

②紛争調整委員会によるあっせん

を実施している。

平成30年度の助言・指導申出受付件数は、137件(前年度比16.5%減)であった。また、平成30年度のあっせん申請受理件数は、68件(前年度比12.8%減)であった。(第3図)

第3図 助言指導申出、あっせん申請受理件数の推移

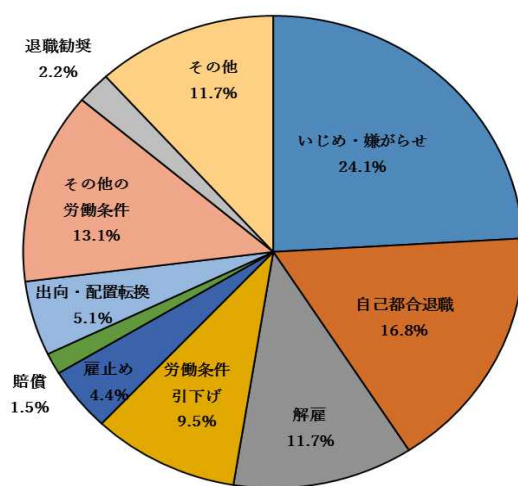


(2) 助言・指導及びあっせんの申出・申請内容

【助言・指導】

平成30年度の助言・指導申出内容の内訳を見ると、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが33件で、全体の24.1%と最も多く、次いで「自己都合退職」に関するものが23件（16.8%）、「その他の労働条件」に関するものが18件（13.1%）、「解雇」に関するものが16件（11.7%）、「労働条件引下げ」に関するものが13件（9.5%）となっている。（第4図）

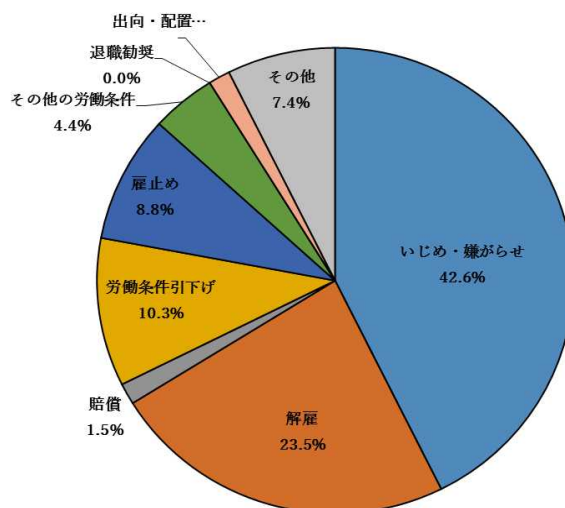
第4図 助言・指導申出内容内訳（平成30年度）



【あっせん】

平成30年度のおっせん申請内容の内訳を見ると、「いじめ・嫌がらせ」に関するものが29件で、全体の42.6%と最も多く、次いで「解雇」に関するものが16件（23.5%）、「労働条件引下げ」に関するものが7件（10.3%）となっている。（第5図）

第5図 あっせん申請内容内訳（平成30年度）



(3) 助言・指導及びあっせんの処理状況

【助言・指導】

平成30年度の助言・指導処理終了件数は143件で、そのうち、助言・指導を実施したものは135件(94.4%)、取下げされたものは8件(5.6%)、打切りになったものは0件(0.0%)、制度対象外事案0件(0.0%)であった。

※()内は処理終了件数143件に占める比率

助言・指導の 申出	処理終了件数 143件		うち1か月以内に処理 127件	
	助言・指導の実施	取下げ	打切り	その他
	135件	8件	0件	0件

(助言・指導事例：解雇)

概要

申出人は臨時職員として有期雇用契約で勤務していたが、期間の途中で解雇通知を受けた。解雇の理由は作業上のミスとのことだが、誰にでもありうる程度のミスであり、同僚職員も作業上のミスをしているが解雇をはじめ何の咎めもない。自分だけが解雇されることに納得できないことから解雇の撤回をするよう助言・指導してもらいたい。

結果

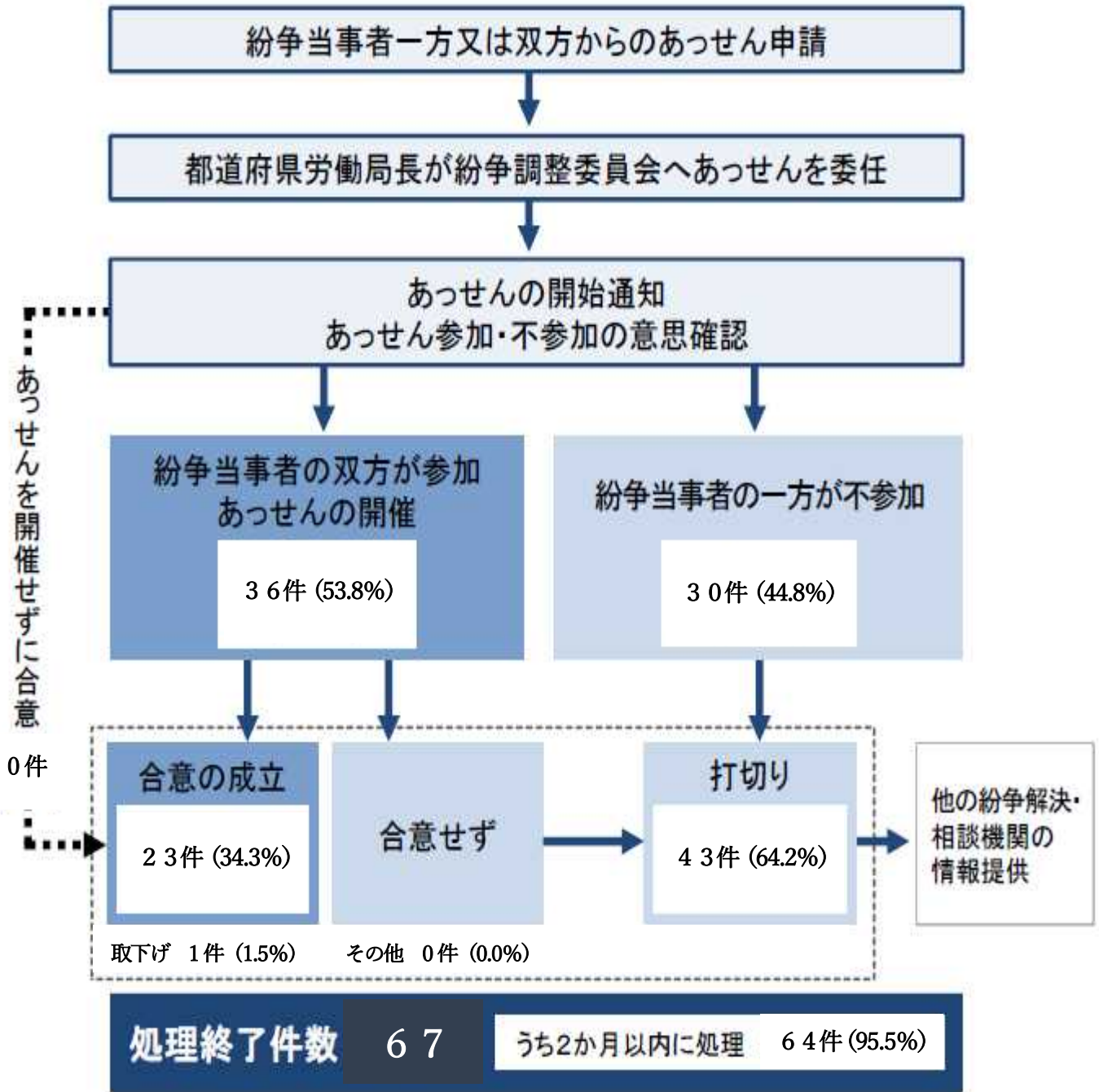
事業主に対し、雇用契約期間途中での解雇について労働契約法第17条を教示し、これは、労働契約法第16条に定める解雇規定よりも厳しく、申出人の解雇理由がやむを得ない事由に該当するか問題となる可能性があり、対応を再考するよう助言した。

事業主はその後、労働局へ相談し、申出人との話し合いを行い、解雇を撤回し、雇用契約期間満了まで申出人を雇用することとした。

【あっせん】

平成30年度のアっせん処理終了件数は67件で、そのうち、あっせんを開催したものは36件(53.8%)、合意が成立したものは23件(34.3%)、取下げされたものは1件(1.5%)、打切りになったものは43件(64.2%)であった。

※（ ）内は処理終了件数67件に占める比率



(あっせん事例：労働条件変更)

概要

申請者は、複数の労働者の退職に伴い、平成30年度から1日の所定労働時間の延長、遅番勤務の大幅増を事業主から一方的に告げられた。事業主と面談の機会があり異議を唱えたところ、「遅番ができないのであれば配置転換する」と告げられた。申請者は会社の対応が労働契約法第3条に抵触すると判断し、

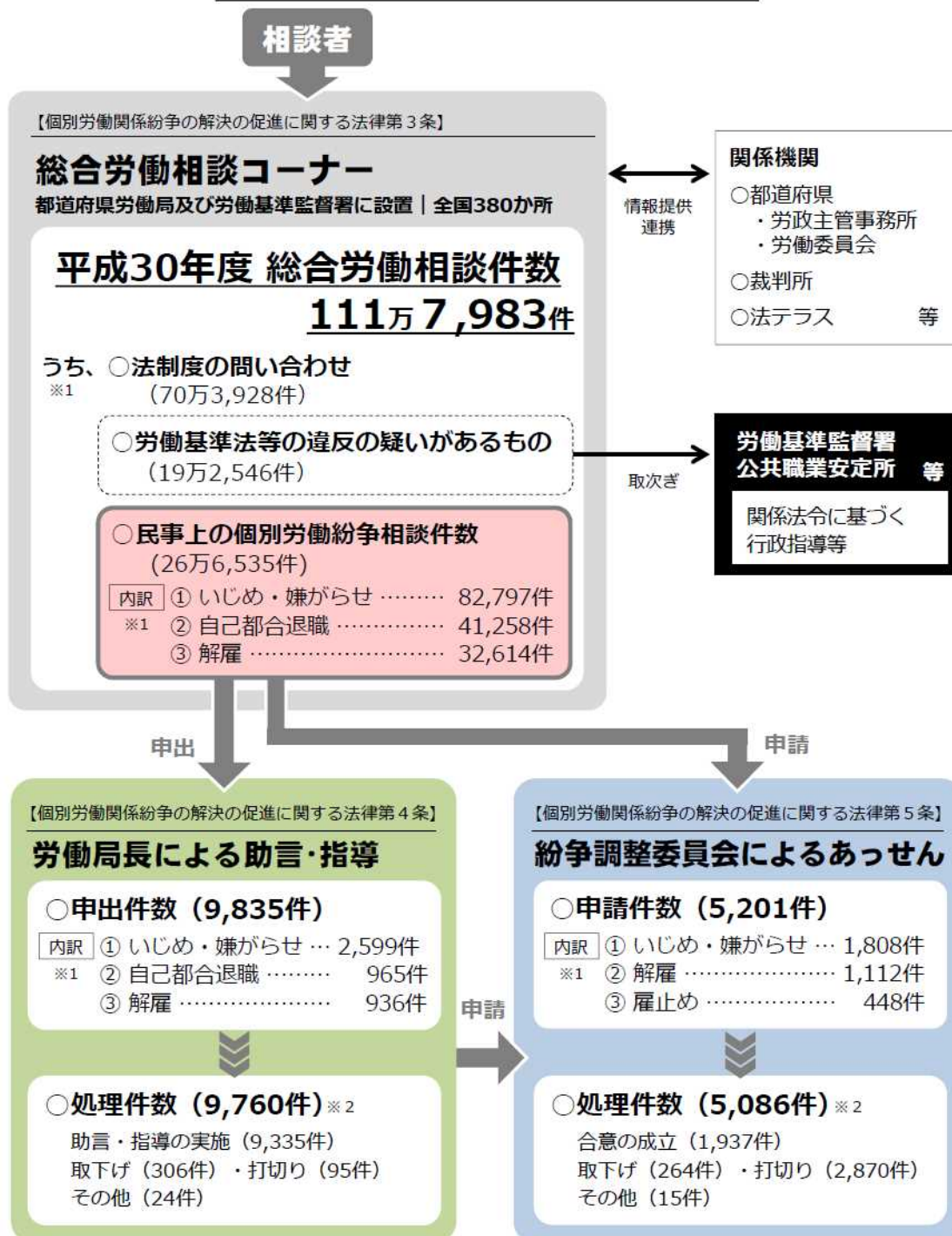
退職するに至った。

結果

あっせん委員が双方の主張を聞き、労働条件変更を伴う契約更新について、時間的余裕がなく配慮を欠いた可能性がある点に着目し、あっせんを進めたところ、精神的苦痛・慰謝料的なものについて解決金を支払うことで合意した。

平成30年度 個別労働紛争解決制度の施行状況（全国）

個別労働紛争解決制度の枠組み



※1 1回において複数の内容にまたがる相談等が行われた場合には、複数の内容を件数に計上している。

※2 労働局長による助言・指導の処理件数及び紛争調整委員会によるあっせんの処理件数は、年度内に処理が完了した件数で、当該年度以前に申出又は申請があったものを含む。

総合労働相談コーナー（若者相談コーナー併設）

賃下げ、退職申出拒否、マタハラ、セクハラ、パワハラ、いじめなど職場でのトラブル、どこに相談したらよいかわからない相談対応

●**仙台** 総合労働相談コーナー TEL (022) 299-9075
(仙台労働基準監督署内)

●**石巻** 総合労働相談コーナー TEL (0225) 22-3365
(石巻労働基準監督署内)

●**古川** 総合労働相談コーナー TEL (0229) 22-2112
(古川労働基準監督署内)

●**大河原** 総合労働相談コーナー TEL (0224) 53-2154
(大河原労働基準監督署内)

●**瀬峰** 総合労働相談コーナー TEL (0228) 38-3131
(瀬峰労働基準監督署内)

●**気仙沼** 総合労働相談コーナー TEL (0226) 25-6921
(石巻労働基準監督署気仙沼臨時窓口内)

●**宮城労働局**
総合労働相談コーナー TEL (022) 299-8834
(宮城労働局 雇用環境・均等室内)

※外国人労働者相談コーナー(中国語) TEL (022) 299-8838
(宮城労働局 労働基準部監督課内)